

事 務 連 絡
令和 6 年 11 月 25 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合
健康保険組合連合会
関係各省共済組合等所管課（室）

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

DV等被害者への資格確認書の交付等について

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格段の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。また、オンライン資格確認の円滑な運用に当たっては、医療保険者等の皆様のこれまでの取組への御尽力に重ねて御礼申し上げます。

令和6年12月2日以降、現行の健康保険証は新規で発行されなくなり、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）を基本とする仕組みに移行することとされたところ、マイナ保険証によるオンライン資格確認は医療DXの基盤であり、政府として、医療機関・薬局、医療保険者等、事業主など医療に関わる全ての機関・団体が一丸となってマイナ保険証の利用促進に取り組むこととしています。

DV等被害者（以下単に「被害者」という。）については、DV等加害者（以下単に「加害者」という。）に医療機関等やマイナポータルでご自身の情報を閲覧される可能性があることから、被害者本人等からの申請に基づき、各医療保険者等においてDVフラグ（自己情報提供不可フラグ、不開示該当フラグ）を設定いただいているところです。（詳細は、令和3年1月26日付け厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課、医療介護連携政策課等連名事務連絡「医療保険者等向け中間サーバー等における不開示該当フラグ・自己情報提供不可フラグによるオンライン資格確認等システム関連情報の制御および運用例の送付について」を参照ください。）

DVフラグのうち自己情報提供不可フラグを設定いただいた場合には、マイナ保険証を活用した資格確認ができなくなるところ、これは、資格確認書の職権交付の対象者として想定される「DV被害者などでマイナポータルや医療機関等で自己情報が閲覧できない設定をされている者」に該当します。そのため、令和6年12月2日以降、自己情報提供不可フラグを設定している被害者本人に対しては、健康保険証の有効期限が切れるまで（最大で令和7年12月2日まで。以下同じ。）に、申請によらず資格確認書を交付いただく必要がございます。医療保険者等におかれましては、下記の留意点を踏まえ、適切なお対応をお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内の市町村及び国民健康保険組合への周知を、関係各省共済組合等所管課（室）におかれましては、所管の共済組合等への周知をお願いいたします。

記

- 1 令和6年12月2日以降、被害者本人等から申請を受け、新たに自己情報提供不可フラグを設定する場合には、健康保険証の有効期限が切れるまでに、申請によらず資格確認書の交付を行うこと。その際、従前の健康保険証の交付時等の対応と同様に、被害者の置かれた生活状況に配慮し、資格確認書の交付方法（郵送する場合は郵送先を含む。以下同じ。）について被害者本人と相談すること。
 - 2 令和6年12月1日以前に自己情報提供不可フラグを設定している被害者については、健康保険証の有効期限が切れるまでに、申請によらず、医療保険者等が把握している住所に郵送する等により資格確認書を交付すること（※1）。市町村（特別区を含む。以下同じ。）においては、被害者本人の現住所等の確認にあたっては、必要に応じて市町村管内住基部局等ともよく連携をすること。
ただし、従前の健康保険証の交付時等の対応と同様に、医療保険者等においては、加害者の居住地に資格確認書を郵送することのないようにすること。この点や、医療保険者等が把握している住所に資格確認書を郵送したとしても被害者本人の手元に届かない場合があることを考慮し、別途自治体の女性支援事業主管課（室）・配偶者暴力相談支援センター主管課（室）宛に別添の事務連絡を発出し、女性相談支援員等から被害者に対し、加入している医療保険者等に連絡を取って資格確認書の交付を受けるよう呼びかけを実施していただく旨の依頼していることから、被害者本人や女性相談支援員等から医療保険者等に相談があった場合は、資格確認書の交付、DVフラグの設定や解除（※2）、新たな医療保険者等への連携等について適切に対応すること。
- ※1 この際、従前の健康保険証の交付時等の対応と同様に、必要に応じて、医療保険者等から予め被害者本人に連絡を取り、交付方法について相談していただく対応も考えられる。
- ※2 被害者からの申請に基づき、被害者がマイナンバーカード停止・再発行の手続をした場合は自己情報提供不可フラグを、DV等被害から完全に逃れた場合は不開示該当フラグを解除すること。なお、マイナ保険証の利用登録をしている方がDVフラグを解除した場合は、保険者の自主的な取組みとして、被害者本人にご説明いただいた上で、資格確認書の返還を求めていることは差し支えない。
- 3 自己情報提供不可フラグを設定した被害者が他の医療保険へ加入する場合（加害者の加入する健康保険を脱退し、避難先等の市町村で国民健康保険に加入するなど）には、自己情報提供不可フラグが自動的に引き継がれるわけではないこと、また、被害者は短期間のうちに各医療保険の加入・脱退を行う可能性があることに鑑み、被害者が加入する先の医療保険者等は、資格取得届の受付等の機会に、当該者が被害者であることを探知した際には、被害者本人に対して他の医療保険の加入・脱退状況を丁寧に確認し、DVフラグの設定、資格確認書の交付、資格

情報のお知らせの交付を適切に行うこと。被害者が元々加入していた医療保険者等においては、資格喪失届の受付等被害者と接触する機会がある場合には、被害者に対し、新たに加入する医療保険者等へ必要に応じてDVフラグの設定等の申請をするよう案内する等、適切に対応すること。

また、市町村国保においては、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）における年齢到達者の登録に際して医療保険者等向け中間サーバー等（以下「中間サーバー」という。）における現保険者が設定した自己情報提供不可フラグが維持されるよう、自己情報提供不可フラグが設定された75歳年齢到達見込みの被保険者（※3）の情報を庁内の後期高齢者医療担当に連携することが望ましいこと。このとき、市町村の後期高齢者医療担当又は広域連合においては、後期高齢者医療広域連合電算処理システムにおいて年齢到達者の資格取得処理を実施次第速やかに、当該者について自己情報提供不可フラグを設定するよう努めること（※4）。

※3 情報連携の対象となる年齢到達見込みの者の抽出に当たっては、例えば、定期的に、74歳6か月前後の者の情報を抽出するといった方法が考えられるが、広域連合における年齢到達者処理のスケジュールも踏まえて、保険者間で相談すること。

※4 広域連合における年齢到達者の資格取得処理に際して、資格取得年月日が未来日の場合、自己情報提供不可フラグを設定せずに中間サーバーに加入者情報を連携すると、現保険者（市町村国保等）が設定しているフラグが解除されてしまうため、広域連合においてフラグを設定し直したうえで中間サーバーに連携する必要がある。

- 4 不開示該当フラグのみを設定している被害者について、資格確認書又は資格情報のお知らせを交付する際には、従前の健康保険証の交付時等の対応と同様に、加害者に被害者本人の勤務先や居住地、世帯状況、所得情報等が推測されることのないよう、被保険者記号・番号、負担割合、資格取得年月日、保険者名、変更後の氏名等の情報管理を徹底し、必要に応じて、交付方法についても被害者本人と相談の上決定すること。